

車いす・スロープ貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市北区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が有する車いす・スロープの有効活用を図り、地域福祉の向上に資することを目的に行う車いす・スロープ貸出事業について必要な事項を定めるものとする。

(福祉用具等)

第2条 本会が所有する車いす・スロープの貸出を行う。

(利用者)

第3条 利用者は、原則北区に在住し、車いすの利用が必要な次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一時的に車いすが必要と認められるもの
- (2) その他、本会事務局長（以下「局長」という。）が特に必要と認めるもの

(貸出申請)

第4条 車いすを借り受けようとする者は、申請書を提出しなければならない。

(貸出期間)

第5条 車いすの貸出期間は、原則1週間とする。スロープの貸し出しは1日とする。

(貸出の制限)

第6条 車いす・スロープの使用目的が次のいずれかに該当するときは、貸出を行わない。

- (1) 営利的な目的に利用する恐れがあると認められる場合
- (2) その他貸出が適当でないと認められる場合

(転貸の禁止)

第7条 使用者は、貸出を受けた車いすを転貸してはならない。

(使用料)

第8条 車いす・スロープの使用料は、無料とする。

第9条 使用者は、貸付を受けた車いすを損傷し又は紛失した場合は、速やかにその旨を局長に届出なければならない。

2 前項の損傷又は紛失の理由が、使用者の管理が不十分なために生じたものであるときは、局長は、当該使用者に対し損害の実費を弁償させることができる。

3 利用者は、車いす・スロープの利用に際して事故が発生した場合、あらゆる損害について一切の賠償権を本会に対して行使しないものとする。

(車いすの返還)

第10条 利用者は、次の各号に該当する場合は速やかに車いす・スロープを返還しなければならない。

- (1) 貸与期間満了のとき
- (2) 車いすを損傷したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

付則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。